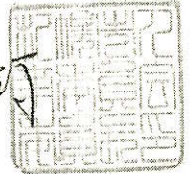


札幌市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年1月19日

札幌市人事委員会

委員長 常本 照樹



札幌市人事委員会規則第 1 号

札幌市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

札幌市職員の任用に関する規則（昭和51年人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

（採用又は昇任を予定する職員数等の通知）

第13条 任命権者は、職員の採用又は昇任を予定する時期に応じて人事委員会が指定する期日までに、試験により採用又は昇任を予定する職及び当該職ごとの職員の数並びに期日を人事委員会に通知しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。